国保からのお知らせ

交通事故でも国保で治療が受けられます

！必ず国保に届出をしてください！

交通事故など第三者（他人）から傷病をうけた場合でも、国保でお医者さんにかかることができます。その際には必ず国保に連絡し「第三者行為による被害届」を提出してください。

医療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、国保が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

※加害者から直接治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなりますのでご注意ください。

お問い合わせ　健康福祉課　国保年金係　☎72－1173

ご注意ください！

「健康保険の過払い金がある。手続きが今日までなので電話をするように」「コンビニのＡＴＭへ行き手続きするように」という不審な電話があったとの相談が県消費生活センターへ寄せられています。

国保から高額療養費として払い戻しがある場合は、世帯主へ通知を出しています。電話でＡＴＭへ行くよう指示することはありません。

一旦電話を切り、相手が言った電話番号ではなく、県消費生活センターに相談してください。

熊本県消費生活センター　☎096－383－0999
広域連携消費生活相談室（矢部保健福祉保健センター千寿苑）　☎72－3133
健康福祉課　国保年金係　☎72－1173

障がい者福祉だより

今月号では、重度心身障がい者医療費助成制度について説明します。

◆重度心身障がい者医療費助成制度とは

重度の心身障がい者が社会保険等で医療を受けた場合に、その自己負担額について町が助成します。

＜助成対象者＞

○身体障がい者手帳１～２級をお持ちの方
○療育手帳 A1 ～ A2 をお持ちの方
○精神障がい者保健福祉手帳１級をお持ちの方

＜助成金の額＞

医療機関及び薬局ごとの１か月分の医療費から次の自己負担額を差し引いた額を支払います。

○入院のときの自己負担額　→　２，０４０円
○通院のときの自己負担額　→　１，０２０円

助成金＝一部負担金の額―（※高額療養費等の額＋※付加給付額＋自己負担額）

※高額療養費や付加給付等の支給を受ける事ができる場合は高額療養費決定通知書等を添付してください。

＜申請の方法＞

①助成申請書に住所、氏名（患者本人の氏名）記入し、押印する。
②助成申請書に受給者証の受給資格者番号を記入する。
③助成申請書の「医療機関」欄に医療機関からの証明をもらう。
④助成申請書の「調剤薬局」欄に調剤薬局からの証明をもらう。
⑤領収書を添付し、役場健康福祉課窓口に提出する。
※金額を確認後、領収書はお返しします。

★重度心身障がい者医療費助成制度を利用するには、認定申請後、受給者証の交付をうける必要があります。助成対象者に該当し、受給者証の交付を受けてない方は役場までご連絡ください。

問い合わせ先
●山都町役場　健康福祉課（浜町事務所）　72－1229
●清和総合支所　健康福祉課　82－2111
●蘇陽総合支所　健康福祉課　83－1111

自然の中で豊かに育つ子どもたち その59

矢部郷自然観察会　代表　藤吉　勇治

矢部郷自然観察会と山都町教育委員会、白糸第一自治振興会、通潤地区土地改良区、九州大学附属水産実験所の合同主催による「通潤用水の生きもの観察会」を8月16日に実施した。今年は鹿児島県からも参加があった。

通潤用水は、本年9月に、国際団体により「かんがい施設遺産」として国内第1号に選定されたばかりだ。

当日は、まず始めに通潤橋から50ｍ程上流にある下井手用水の取水口を見学した。

用水路は、通潤橋を通った水を送る上井手用水と、五老ケ滝川から直接取水した水を送る下井手用水からできている。下井手用水の取水口見学を終わり、白糸の新藤地区を通る水路に車で移動した。

用水路に到着すると、すでに白糸地域の方々が準備をして待っておられた。九州大学の鬼倉先生は、学生さんと共に用水路周辺の生物調査を始めておられた。

まず、主催者等を紹介し、いよいよ用水路に入って生きものを探した。今年も白糸地区の皆さんが張り切っておられ、生きものの探し方などを子どもたちに教えていただいた。

子どもたちは、水草の下に網を入れて生きものを探したり、足で水草をガサガサさせて生きものを網の中に追い込んだりした。どこを探したらよいか子どもたちはすぐに覚えた。

お目当ての生きものは、この用水路のシンボルになっている「シビンタ（和名はアブラボテ）」だ。子どもたちの網の中には、カワムツの稚魚や、ドンコ、ドジョウなどが入るのだが、シビンタはなかなか見つからなかった。

しばらくして、ついに見つかった。なんと、婚姻色が鮮やかな大きなオスのシビンタだ。見つけたのは、大学の学生だった。

山都警察署・署協議会だより

山都警察署 TEL72－0110

山都町地域安全運動実施結果

10月10日（金）から10月20日（月）まで、全国地域安全運動が行われ、期間中はボランティア団体による街頭指導やキャンペーン等が行われました。期間中の山都町内における刑法犯の発生は0件でした。今後も安全・安心な山都町実現のため、皆さんのご協力をお願いします。

出発式の様子

交通事故死ゼロの風を吹かせる「黄色い風車運動」の実施

県警と熊本県及び各市町村が協働し、交通事故死ゼロを願うとともに、交通犠牲者の遺族に対する支援意識の高揚を図るため、標記運動が実施されます。

期間：11月15日（土）～12月1日（月）

内容：平成23年～平成25年中の交通死亡事故発生現場に、「黄色い風車」を掲示し、交通事故死ゼロを希求するメッセンジャーとするもの。（※山都町内には1ヶ所掲示予定です。）

御存知ですか被害者支援

思いがけず犯罪の被害に遭った方の中には、犯罪そのものによる被害だけではなく、被害後の精神的なショック、捜査・裁判への不安、生活面や経済的な不安など、様々な問題が生じることも少なくありません。

警察では、このような被害者を支援する制度や専用の相談窓口を設けるとともに、被害者の方々の置かれた現状や被害者支援の重要性について、県民の理解を求めるための広報啓発活動を行っています。

犯罪・交通事故発生状況（山都町）

事件・事故	平成26年10月末
刑法犯	41 件（29 件）
人身交通事故	30 件（36 件）

（ ）内は昨年同時期の発生状況

被害者の手引き
殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者を対象として、刑事手続きを記載した「被害者の手引き」をお渡ししています。

被害者支援要員制度
被害に遭った直後は、捜査手続等、不安や疑問などがたくさんあると思います。警察では、被害者の方のために、指定された警察職員が支援活動を行っています。

被害者連絡制度
捜査状況、犯人の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が継続的に連絡を行っています。

公費支出制度
犯罪により重傷のケガを負ったり、人が亡くなった場合で、警察に診断書や検案書を提出する必要がある場合、その費用を公費で支出しています。
※事案の内容により、支出されない場合もあります

犯罪被害給付制度
故意の犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族、重傷病又は障害を負った被害者が、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合に、国が給付金を支給する制度です。
※事案の内容により、支給されない場合もあります

関係機関との連携
被害者の方のニーズに応じた支援活動を行うため、行政機関、検察庁、公益社団法人くまもと被害者支援センターと相互に連携し、きめ細かな支援が行えるように取り組んでいます。